

議案第 72 号

損害賠償の額の決定について（追認）

令和 6 年度石垣市港湾事業特別会計に係る消費税及び地方消費税を、次のとおり納付したことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

1 事件の概要

令和 6 年度石垣市港湾事業特別会計に係る消費税及び地方消費税の 1 回目の中間納付において、納付期限を経過したことにより、納付遅滞に係る延滞税 6,600 円が発生し、これを納付した。

2 損害賠償の相手方

国

3 損害賠償額

6,600 円

令和 7 年 9 月 8 日提出

石垣市長 中山義隆

理由

地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を経ずに行われた損害賠償の納付について、追認議決を求める。

これが、この議案を提出する理由である。